

会計年度任用職員（フルタイム職員）の給与及び費用弁償に関する要綱

制 定 令2. 2. 4

（趣旨）

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第9号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、会計年度任用職員（フルタイム職員）の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

（給料の範囲等）

第2条 規則第1条の規定に基づき大阪市の例により会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）第3条第1項の規定に準じて算定する会計年度任用職員の給料の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

2 会計年度任用職員の職は、別表第2に定めるとおりとする。

（初任給決定の特例）

第3条 会計年度任用職員の任期が満了した場合において、その者が任期満了の日又はその翌日に再び同一の職に任用された場合の給料の決定については、当該任期満了の日に受けっていた給料の基礎となる号給に、12月につき4号給を基礎として職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（平成27年規則第41号）の第1条の規定に基づき大阪市の例により職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）第15条の規定に準じて算定した号給数を加えた号給（その号給が最高号給を超える場合は、最高号給）に相当する給料とする。

2 前項の同一の職とは、別表第2に定める職の名称が同一であることをいう。ただし、職の名称が同一で勤務時間のみが異なる職である場合又はその他の職で事務局長と協議の上特に必要と認める場合は、同一の職とみなす。

(施行の細目)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱その他関係規程の例によるほか、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

基準給料表

給料表	職種等	区分	給料 (級、号給)	
			初任給基準	最高号給
行政職	事務職員	A	1級11号給	1級27号給
		B		1級47号給
		C		1級67号給

別表第2 (第4条関係)

職別給料表

所属	職	給料表	職種	区分	給料 (級、号給)	
					初任給基準	最高号給
経理課	経理、契約等に関する業務	行政職	事務職員	A	—	—

備考

別表第1に定める区分である場合の給料は、特段の定めがない限り、同表に定める号給とする。